

第 1 2 回農業特定技能協議会運営委員会 配付資料

○ 議事次第

○ 出席者一覧

○ 会議資料

（農林水産省からの説明・報告資料）

【資料】 不法就労防止について

第 1 2 回農業特定技能協議会運営委員会 議事次第

日時：令和 8 年 8 月 31 日（月）13:00～14:00

場所：オンライン開催

1 開会

2 構成団体からの説明・報告

【農林水産省】

○不法就労防止について

3 質疑・応答

4 閉会

第12回「農業特定技能協議会運営委員会」出席者名簿

(順不同・敬称略)

構成員

【農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の機関】

一般社団法人	全国農業会議所	経営対策部	部長	佐藤	陽平
一般社団法人	全国農業会議所	経営対策部	次長	柿川	洋介
一般社団法人	全国農業会議所	経営対策部	審査役	石井	康之
公益社団法人	日本農業法人協会	参事		佐藤	真由美
公益社団法人	日本農業法人協会	外国人材支援部	部長	高須	敦俊
一般社団法人	全国農業協同組合中央会				
	営農・担い手支援部	営農企画課	審査役	石澤	哲

【制度所管省庁】

法務省	出入国在留管理庁政策課	法務専門官	山口	鮎美
警察庁	刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	木村	有
警察庁	刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	係長	佐藤	勇輔
外務省	領事局外国人課	課長補佐	西村	秀一

【事業所管省庁】

農林水産省	経営局	就農・女性課	女性活躍推進室長	白須	万理
農林水産省	経営局	就農・女性課	経営専門官	小笠原	隆
農林水産省	農産局	園芸作物課	課長補佐	小屋松	雅史
農林水産省	農産局	果樹・茶グループ	課長補佐（果樹振興班）	杉村	元
農林水産省	農産局	穀物課	課長補佐（稲生産班）	阿部	大樹
農林水産省	畜産局	企画課	課長補佐（企画班）	高山	耕

農業分野における不法就労の現状

退去強制手続等が執られた不法就労外国人は令和6年に1万4,453人、令和7年に1万3,435人と高止まりの傾向にあるところ、不法就労外国人1万3,435人のうち、都道府県別では、茨城県、千葉県、群馬県の順で多く、**不法就労の職種別では、農業従事者が5,227人と最も多くなっています。**

資料：出入国在留管理庁報道発表資料「令和7年における入管法違反事件について 図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成」

図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成

就労場所	職種	総数	農業従事者	建設作業者	工員	運輸労働以外の労働者	飲食関連以外のサービス業従事者	運輸労働作業者	その他
総数		13,435	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509
茨城		3,518	2,463	573	251	19	35	17	160
千葉		1,967	1,034	502	104	72	48	23	184
群馬		1,426	731	254	204	112	32	21	72
埼玉		1,366	195	826	115	65	25	16	124
愛知		1,035	61	369	104	233	58	11	199
東京		925	31	467	37	56	77	13	244
栃木		544	187	168	76	28	9	4	72
大阪		542	27	150	41	152	30	56	86
神奈川		522	10	326	29	36	35	25	61
長野		207	161	18	4	8	2	0	14
その他		1,383	327	358	130	194	56	25	293



不法就労防止にご協力ください



不法就労となるのは次の**3**つの場合です。

①在留資格がない者や国外退去が決まっている者が働くケース

(例)在留期限の切れた人が働く

②就労できる在留資格を有していない外国人で

出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)留学生が許可を受けずに働く

③現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

(例)・建設分野で働くことを認められた特定技能の在留資格を有する

外国人が農業に従事する

・留学生が許可された時間数を超えて働く



事業者も処罰の対象になります

○不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人

→不法就労助長罪:3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金、又はこれらを併科
令和9年4月以降は

「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金、又はこれらを併科」

○外国人の雇用又は離職のハローワークへの不届・虚偽の届出

→30万円以下の罰金

CHECK!



外国人を雇用するときのチェックリスト

基本編

採用する前に、在留カードの原本の提示を求める

⇒ 在留資格・在留期間満了日・就労制限の有無等をチェック

□ 「短期滞在」等の原則就労不可の在留資格ではない

□ 在留期限切れではない

□ 在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載されていない

□ 在留カード等読取アプリ及び在留カード等番号失効情報照会で在留カードの偽変造の有無及び有効であることを確認している
(出入国在留管理庁HP: 在留カード等読取アプリケーション / 失効情報照会サポートページ <https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>)

ケース別編

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「在留資格に基づく就労活動のみ可」と記載のケース

□ 在留資格に基づく業務に従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 出入国在留管理庁ホームページなどで在留資格ごとの活動内容を確認
- ・ 受入不可の例: 「技術・人文知識・国際業務」を有する者が収穫作業を行う

在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「指定書により指定された就労活動のみ可」記載のケース

□ 指定書により指定された内容に基づく業務に従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 旅券(パスポート)に添付された「指定書」を確認
- ・ 受入不可の例: 指定書に建設分野に従事する旨記載があるにもかかわらず、農業に従事させる

留学生など(在留カード券面の「就労制限の有無」欄に「就労不可」と記載)、例外的に就労できるケース

□ 在留カード券面で資格外活動許可を受けている旨を確認

□ 資格外活動の制限(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)の範囲内で従事させる予定である

【ポイント】

- ・ 他の就業先の有無を確認し、外国人の労働時間を把握

在留カードの見方



▲令和8年6月14日より前に発行された在留カード(裏面)



▲在留カード(裏面) ※令和8年6月14日前後に記載欄に変更なし



▲令和8年6月14日以降に発行される在留カード



▲在留カードとマイナンバーカードが一体化したカード(令和8年6月14日以降適用開始) ※裏面にはマイナンバー情報等の記載

不法就労防止に関する公的機関の情報を確認しましょう!!

出入国在留管理庁HP掲載リーフレット「外国人の適正な雇用にご協力ください」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001462224.pdf>

